

名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合が発注する請負工事（以下「工事」という。）並びに測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事及び建設コンサルタント等業務に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 低入札価格調査制度は、総合評価落札方式による競争入札に付す工事に適用し、最低制限価格制度は、総合評価落札方式によらない競争入札に付す工事に適用するものとする。

2 建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、予定価格が1千5百万円以上の競争入札に適用し、最低制限価格制度は、予定価格が1千5百万円未満の競争入札に適用することとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除く。

3 前2項の規定に関わらず、建設部長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 低入札価格調査制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務は基準価格を、最低制限価格制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に、工事については次項又は第4項の規定に基づき、建設コンサルタント等業務については第3項又は第4項の規定に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

2 工事における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（1万円未満の端数がある場合は切り捨てる。）に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とし、ただし、別表第1に掲げる工事の種類については、

予定価格算定の基礎となった別表第1の①から⑤に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表第2の業務区分の①から④に掲げる額の合計額（1万円未満の端数がある場合は切り捨てる。）に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、複数の業務区分を含む建設コンサルタント等業務については業務区分ごとに別表第2の業務区分の①から④に掲げる額を合計した額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

4 前2項の規定に関わらず、建設部長が特に認める工事及び建設コンサルタント等業務については、10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。

（低入札価格調査制度における失格判断基準）

第4条 失格判断基準は、基準価格を下回った入札を行った場合で、入札を失格とする基準であり、低入札価格調査対象工事及び建設コンサルタント等業務に適用するものとする。

2 工事にあつては次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とし、別表第3に掲げる工事の種類については、別表第3の工事の種類ごとの失格判断基準欄のいずれかに該当する入札を失格とする。なお、失格の基準となる各価格について1万円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

- (1) 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額未満である場合
- (2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合
- (3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合
- (4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

3 建設コンサルタント等業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第4の業務区分の①から④に掲げる額の合計額（1万円未満の端数がある場合は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額を下回った場合に失格とする。

4 工事と合併して建設コンサルタント等業務を発注する場合における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、入札価格の積算内訳である業務価格の額が、予定価格算定の基礎となった別表第4の業務区分の①から④に掲げる額の合計額（1万円未満の端数がある場合は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額を下回った場合に失格とする。

（最低制限価格）

第5条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格の算出方法は、第3条の基準価格の算出方法を準用し、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

（入札の執行）

第6条 総務部長は、入札執行前に、入札参加者に対し当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。なお、低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定する場合も同様とする。

2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

（調査の実施）

第7条 工事について、前条第2項の規定により落札者の決定を留保したときは、最低価格入札者等に対して、低入札価格理由書（様式1）を提出させるものとする。

2 前項の規定により低入札価格理由書の提出があったときは、最低価格入札者等によりその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するため、低入札価格理由書の記載事項及び信用状態について調査を行い、必要に応じて最低価格入札者等から事情聴取及び関係機関への照会等を行うものとする。

3 前項の調査を実施しても調査対象者の見積が著しく低廉である合理的理由に疑問が残る場合は、前項の調査に加え、次に掲げる事項を調査する。

（1） 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）

（2） その他必要な事項

4 建設コンサルタント等業務について前条第2項の規定により落札者の決定を留保したときは、最低価格入札者等に対して、配置予定の管理技術者、主任技術者、工事監理者又は主任担当者（以下「管理技術者等」という。）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の増員が可能か否かについて書面（様式2）の提出を求め、調査を行うものとする。

- (1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者
 - (2) 愛知県及び本組合が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。なお同一業種とは別表第5に掲げる業種をいう。
- 5 前項の規定により増員された担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。

(調査の結果)

第8条 建設部担当課長（工事契約担当）は、前条第1項から第3項までの規定により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式3）により名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会（以下「審査委員会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

- 2 審査委員会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式4）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式5）により建設部担当課長（工事契約担当）に通知するものとする。

(落札者の決定)

第9条 建設部長は、第7条第4項の規定に基づく調査結果又は前条第2項の規定に基づく通知を受け、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対し、書面（様式6）により通知するものとする。

- 2 建設部長は、前条第2項の規定に基づく通知を受け、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合又は第7条第4項に規定する担当技術者を増員できないと判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が基準価格を下回る入札を行っていた場合には、第7条以下と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、第1項の規定を準用する。

- 4 第1項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、事後審査方式一般競争入札で実施した工事において低入札価格調査の対象となった場合は、同項に規定する最低価格入札者及びその他の入札者に対しての通知は、事後審査方式一般競争入札の落札者への通知により行うことができる。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の日前に公告をし、又は通知を行った入札における最低制限価格制度の適用その他落札者の決定手続については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の日前に公告をし、又は通知を行った入札における最低制限価格制度の適用その他落札者の決定手続については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の日前に公告をし、又は通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年8月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までにこの要領による改正前の名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領の規定に基づいて既に行われた入札公告又は入札通知による入札については、この要領による改正後の名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

ただし、平成26年3月31日までに完了する工事及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成31年9月30日までに完了する工事及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工種の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準※に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額	

工種の種類及び積算上の各項目の分類については「工種別工事費内訳分類表（愛知県）」を参考とする。

※「港湾請負工事積算基準 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準」を含む。

別表第2（第3条関係）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	—	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額	—
地質調査業務	地質調査業務（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務（一般）の内、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額	—

別表第3（第4条関係）

工種の種類	失格判断基準
<p>機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準※に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である機器単体費の額と直接工事費の額の合計額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に10分の8.1を乗じて得た額と直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額の合計額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
<p>公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合
<p>公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の合計額に10分の8を乗じて得た額未満である場合 ○入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額未満である場合

工種の種類及び積算上の各項目の分類については「工種別工事費内訳分類表（愛知県）」を参考とする。

※「港湾請負工事積算基準 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準」を含む。

別表第4（第4条関係）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	—
地質調査業務	地質調査業務（一般）の内、直接調査費の額	地質調査業務（一般）の内、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	地質調査業務（解析）費計の額に10分の8を乗じて得た額	地質調査業務（一般）の内、諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	—

別表第5（第7条関係）

建築設計、設備設計、一般測量、航空写真測量、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、建設環境、地質調査、土地調査、土地評価、物件調査、事業損失

様式 1 (第 7 条関係)

低入札価格理由書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記工事について、低価格で入札できた理由は下記のとおりです。
また、当該入札金額の積算内訳書を併せて提出します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 開 札 日
年 月 日 ()

4 入札書記載金額
金 円

5 低価格で入札できた理由

6 手持工事の状況

(1) 工事受注状況

(2) 現在施工中の工事

7 手持資材の状況

8 資材購入先

9 労務者の供給見通し

10 過去に施工した公共工事名及び工事成績 ※ なるべく5件以上記載すること。

11 その他の事項

※ 契約対象工事現場と低入札者の営業所、倉庫等の地理的状況、使用機械の調達方法（自社保有である、安価でリース可能等）等について、その優位性に特筆すべき事項があれば記載すること。

様式2（第7条関係）

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記業務について、低入札価格調査の対象となったため、別紙のとおり配置予定
の管理技術者等、増員担当技術者に係る書類を提出します。

記

1 開札日

年 月 日

2 業務名

[記載責任者・連絡先等]

- 1 責任者
- 2 部・課名
- 3 電話番号

別紙

1 配置予定の管理技術者等の資格等

技術者氏名		生年月日 (年齢)	
資格等	<p>※ 少なくとも競争参加の資格として必要な資格は記載すること</p> <p>(記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(〇〇部門) 〇〇年〇〇月〇〇日登録(登録番号:第〇〇〇号) ・RCCM(〇〇部門)有効期限〇〇年〇〇月〇〇日(登録番号:第〇〇〇号) ・実務経験 〇年以上(実務経験による資格の場合に記入) 		

2 配置予定の管理技術者等の業務実績

- (1) 管理技術者等として従事した業務実績を、新しい順に5件記載してください。ただし、愛知県及び本組合が過去5か年度及び本年度4月1日以降発注した業務のうち、本業務の発注業種と同一業種の業務実績がある場合は優先的に記載してください。
- (2) (1)に関わらず、競争参加の資格として業務実績が求められている場合、その業務を優先的に記載してください。またその業務実績を証する資料を提出してください。

業務名	工期	金額	発注機関	業務成績
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点

3 増員担当技術者の資格等

技術者氏名		生年月日 (年齢)	
資格等	※ 少なくとも競争参加の資格として必要な資格は記載すること (記入例) ・技術士(〇〇部門) 〇〇年〇〇月〇〇日登録(登録番号:第〇〇〇号) ・RCCM(〇〇部門)有効期限〇〇年〇〇月〇〇日(登録番号:第〇〇〇号) ・実務経験 〇年以上(実務経験による資格の場合に記入)		

4 増員担当技術者の業務実績

- (1) 愛知県及び本組合が過去5か年度及び本年度4月1日以降発注した業務のうち、管理技術者等として従事した当該業務と同一業種の業務実績を、すべて記載してください。ただし、業務成績が75点以上の業務実績を1件以上記載できない場合は失格となります。
- (2) (1)により記載した75点以上の業務実績のうち、1件の評定通知書の写しを添付してください。また添付した評定通知に係る業務について、管理技術者等として従事したことを証する資料を添付してください(管理技術者等を定めた通知書の写し等)。
- (3) 配置予定技術者が、競争参加の資格として業務実績が求められている場合、同等の業務実績が必要になります。配置予定技術者と同等の業務実績を優先的に記載してください。またその業務実績を証する資料を提出してください。

業務名	工期	金額	発注機関	業務成績
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点

留意事項

1 本書を記載の上、必要書類を添付し、 年 月 日 () 午後5時まで
に名古屋港管理組合総務部会計課工事契約係まで提出してください。

※ 開札日から3日程度を期限としてください。

2 管理技術者等とは、管理技術者、主任技術者、工事監理者、又は主任担当者をいう。

3 配置予定の管理技術者等とは別に、次に掲げる条件を全て満たす増員担当技術者の
配置が可能か否かについて調査を行います。全ての条件を満たす技術者を配置するこ
とができない場合は失格とします。

(1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。*1、*2

(2) 愛知県及び本組合が過去5か年度及び本年度4月1日以降発注した業務のうち、
当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実
績を有する技術者。*3

また、増員担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものと
する。出席しない場合、契約を解除し違約金を請求する場合があります。

*1 仕様書上の要件のほか、競争参加資格の要件として、配置予定技術者に資格、実
績等が求められている場合、増員担当技術者は同等の資格及び実績を有すること。

*2 競争参加資格の要件として、管理技術者等の実績等を求められていない場合であ
っても、増員担当技術者は仕様書上の管理技術者等に求められる要件を満たしてい
ること。

*3 業種とは愛知県及び名古屋港管理組合入札参加資格審査申請による登録業種と
同じ。また業種のうち、「河川・砂防及び海岸」は「河川、砂防及び海岸・海洋」と
同一とみなす。

4 提出された書類のみでは内容を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒアリ
ングを行う場合があります。

5 調査の実施に際して、提出された書類に虚偽の記載等をした場合には名古屋港管理
組合指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うほか、落札決定を取り消すことがあり
ます。

様式3（第8条関係）

低入札価格調査報告書

年 月 日

審査委員長様

建設部担当課長（工事契約担当）

年 月 日に開札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会において、その適否を審査してください。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

様式4（第8条関係）

名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会審査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審 査 日 時	年 月 日
開 催 場 所	
工 事 名	
工 事 場 所	
業 者 名	
開 札 日	年 月 日
審 査 結 果	

様式5（第8条関係）

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

建設部担当課長（工事契約担当） 様

審 査 委 員 長

下記工事について、審査委員会で審査した結果、適合した履行が認められる。確保されると確保されないと

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

様式6 (第9条関係)

第 号
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

落札者の決定について (通知)

年 月 日に開札を行った下記工事については、調査の結果、
を落札者と決定しました。

記

1 工事名

2 工事場所

3 落札価格 金

円

(入札書記載金額 金 円)